

○厚生労働省告示第三百五十三号
 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二十三条第一項の規定に基づき、次の健康保険組合の合併を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二十六条の規定により告示する。

平成三十年十月十二日

厚生労働大臣 根本 匠

- 一 合併後消滅する健康保険組合
- (一) 1 健康保険組合の名称 高見澤電機健康保険組合
 - 2 事務所の所在地 東京都品川区東品川四丁目十二番地四号
 - 3 設立事業所の名称及び所在地 千曲通信工業株式会社 長野県佐久市 外二事業所
- 合併後存続する健康保険組合
- (一) 1 健康保険組合の名称 富士通健康保険組合
 - 2 事務所の所在地 神奈川県川崎市中原区小杉町三丁目二百四十六番地三号
 - 3 設立事業所の名称及び所在地 富士通株式会社 東京都港区 外百四十八事業所
- 認可の年月日 平成三十年三月二十三日
- 二 合併後消滅する健康保険組合
- (一) 1 健康保険組合の名称 東燃ゼネラルグループ健康保険組合
 - 2 事務所の所在地 東京都港区港南一丁目八番十五号
 - 3 設立事業所の名称及び所在地 東燃ゼネラル石油株式会社 東京都港区 外九事業所

- 三
- (一) 合併後存続する健康保険組合
 - (二) 1 健康保険組合の名称 JXグループ健康保険組合
 - 2 事務所の所在地 神奈川県横浜市中区桜木町一丁目一番地八
 - 3 設立事業所の名称及び所在地 JXホールディングス株式会社 東京都千代田区 外百二十六事業所
- 認可の年月日 平成三十年三月二十三日
- 四
- (一) 合併後消滅する健康保険組合
 - (二) 1 健康保険組合の名称 アイシン健康保険組合
 - 2 事務所の所在地 愛知県安城市三河安城東町二丁目八番地一
 - 3 設立事業所の名称及び所在地 アイシン精機株式会社 愛知県刈谷市 外八十事業所
- 認可の年月日 平成三十年三月二十三日
- (一) 合併後消滅する健康保険組合
 - (二) 1 健康保険組合の名称 八千代銀行健康保険組合
 - 2 事務所の所在地 東京都豊島区東池袋二丁目六十一番三号
 - 3 設立事業所の名称及び所在地 株式会社八千代銀行 東京都新宿区 外十五事業所
- 認可の年月日 平成三十年四月二十六日